

国際標準総合戦略

2006年12月6日

知的財産戦略本部

次なる100年に向けて

標準を制する者が市場を制する。グローバルな経済活動を妨げる国境の壁が低くなり、市場が世界単一化しつつある中で、いかに優れた製品を作ろうとも、その製品が世界標準に合致していなければ、あるいは世界標準そのものでなければ、必ずしも市場を獲得できない時代になった。WTO協定はこれを制度的に裏打ちし、各国の標準を国際標準に整合させることを義務付けている。こうして「標準化」の意義は著しく変容し、互換性を確保したり最低限の品質を保証するといった旧来の意義を超えて、企業が事業戦略を構築する上で重要不可分の要素となったのである。

我が国は、明治維新以来、あるいは戦後の復興期を通じ、欧米の優れた制度や工業標準を導入し、それらを巧みに活用することによって迅速な近代化と工業化を成し遂げてきた。しかし、日本自身が世界の産業大国となり、我々を取り巻く競争環境が激変した今も、その成功モデルから抜けきれていないのではないだろうか。依然としてルールや標準は外から取り入れ、それに上手に適応していけばよいとする態度が習性になっていないだろうか。国際標準を作る場面での日本の存在感はなお乏しいままである。

ルールや標準は利害関係者によって作られる。スポーツのルールでさえそうであるように、誰しも自分の国や企業に有利な土俵を作ろうとする。欧州や米国は、早くから市場戦略と標準戦略を一体として捉え、国際標準化をリードし、市場を獲得する手段として活用してきた。近年では、中国や韓国も、国際標準戦略を構築しつつある。一人我が国が受身の対応では、競争力の深刻な桎梏となりかねない。

また、国際標準作りは、世界の公共財を作るという一面を併せ持つ。我が国が国際社会における規範の形成に汗をかき、存在感を高めるという観点からも、国際標準化活動の強化は重要である。この意味で国際標準化を主導することは、我が国のソフトパワーの強化でもある。

さらに、経済成長に貢献するイノベーションの創造の観点からも国際標準化は重要である。いかに巨費を投じて開発された優れた新技術であっても、国際標準化に失敗すれば市場を獲得できない。

折しも本年は、我が国の「国際標準化参画100年」に当たる。本総合戦略の下に国民を挙げて国際標準化の意義を改めて認識し、次の100年を国際標準化の新たな世紀とすべく踏み出していくこととしたい。

目次

＜概 要＞	1
＜国際標準総合戦略＞	5
第1章 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する	6
1. 経営者の意識を改革する	6
2. 企業の組織体制を強化する	7
3. 多様な国際標準化スキームを活用する	7
4. 国際標準における知的財産の活用を図る	8
5. 産業界自身によるアクションプランの策定と実行を促す	9
6. 新しい分野における標準化の動きに適切に対処する	9
7. 産業界の自主的活動を促す支援策を強化する	10
第2章 国全体としての国際標準化活動を強化する	11
1. 国全体の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する	11
2. 国際議長・幹事を積極的に引き受ける	11
3. 環境・安全・福祉等の分野で世界に貢献する	12
4. 省庁間の連携を強化する	12
5. 国際標準化に関する情報収集の充実を図る	13
第3章 国際標準人材の育成を図る	14
1. 次世代の国際標準人材を育成する	14
2. 国際標準人材間のネットワークを構築する	14
3. 大学等における標準教育を支援する	15
4. 顕彰制度を充実する	15
第4章 アジア等の諸外国との連携を強化する	17
1. 「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を推進する	17
2. 中国や韓国との協力を推進する	17
第5章 国際標準化のための公正なルール作りに貢献する	18
1. より公平でオープンな国際標準化システムの実現を目指す	18
2. 知的財産の取り扱いルールを明確化する	18
＜参 考＞	20
1. 国際標準を巡る環境変化	21
(1) デジタル化、モジュール化、ネットワーク化の進展	21

(2) 知的財産を含む標準の増加.....	21
(3) WTO/TBT 協定の成立.....	22
(4) 諸外国の戦略的な標準活動.....	23
(5) フォーラム標準の増加.....	24
(6) ISOの活動範囲の広がり	24
2. 各国の国際標準戦略.....	26
(1) 欧州	26
(2) 米国	27
(3) 中国	28
3. 我が国の国際標準化活動の現状.....	29
(1) デジュール標準に関する国際標準化活動の現状.....	29
(2) フォーラム標準に関する国際標準化活動の現状.....	33
(3) これまでに策定された戦略・アクションプラン	33
(4) 諸外国との連携.....	34
<検討スケジュール等>	35

概 要

(1) 総合戦略の必要性

<環境の変化>

○ 世界市場の一体化

経済のグローバル化の加速化により、世界の市場は一体化しつつあり、共通の標準が必須となってきている。

○ WTO/TBT 協定の成立

WTO/TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）では、国際標準を国内標準の基礎として用いることが義務づけられている。

○ 特許権を含む国際標準の増加

先端技術分野を中心に、特許権を含む国際標準が増加し、研究開発、知財、国際標準の一体的推進の重要性が増している。

○ 対象分野の拡大（マネジメント規格等の出現）

ISO9001(品質マネジメント)や ISO14001(環境マネジメント)などの新しいタイプの規格の出現が、企業活動に多大な影響を与えている。

○ 諸外国の戦略的な標準化活動

欧州、米国、中国や韓国も、国際競争力強化の観点から、国際標準への戦略的取組を強めている。



我が国も戦略的な対応が必要



総合的な国際標準戦略の立案

(今年は「国際標準化参画100年」)

(2) 3つの視点

1. イノベーションを促進する

研究開発の成果を、国際標準により市場と社会に展開することによって、イノベーションを実現する。

2. 国際競争力を強化する

我が国の先進的技術を国際標準化し産業競争力を強化するとともに、不適切な国際標準化を防止し、国際貿易の促進を図る。

3. 世界のルール作りに貢献する

国際標準化により、社会に役立つ技術の普及と、環境・安全・福祉の向上を促し、世界に貢献する。

(3) 5つの戦略

1. 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する

経営者の意識改革、企業の組織体制の強化を図るとともに、多様な国際標準化スキームの戦略的活用を促進するなど、企業の国際標準化活動への自主的な取組を強化する。

2. 国全体としての国際標準化活動を強化する

国際標準化機関における議長・幹事の積極的引受や環境・安全・福祉等の分野における取組の強化により国際的な貢献を果たす。
また、国の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進し、国全体としての国際標準化活動を強化する。

3. 国際標準人材の育成を図る

国際標準化経験者の知識とノウハウの活用、大学等における標準化教育の支援により、次世代の国際標準化人材を育成する。あわせて顕章制度の充実やキャリアパスの確立により、国際標準化活動に対するインセンティブを高める。

4. アジア等の諸外国との連携を強化する

国際標準化活動におけるアジア・太平洋地域の連携強化のための「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を策定するとともに、中国・韓国との協力を推進する。

5. 国際標準化のための公正なルール作りに貢献する

より公平でオープンな国際標準化システムの実現に積極的に貢献するとともに、国際標準化に関連する知的財産の取り扱いルールを明確化するなど、国際標準化のための公正なルール作りに貢献する。

国際標準総合戦略

第1章 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する

1. 経営者の意識を改革する

1995年のWTO/TBT¹協定の発効以後、(1)諸外国による国際標準化への戦略的取組、(2)先端技術分野を中心とした事前標準の広がり、(3)知的財産を含む国際標準の増加、(4)デジタル化の進展による産業構造の変化など、国際標準化を取り巻く環境は、めまぐるしく変化している。国際標準の重要性が一層高まっているだけでなく、その目的や内容にも質的な変化が見られ、これまで標準化によるビジネスへの影響が薄いと考えられていた分野においても国際標準化への積極的取組が必要となってきた。研究開発の最前線で標準化が行われる時代となり、標準化戦略と、研究開発戦略、知的財産戦略とを切り離して考えることができなくなった。

国際標準はイノベーション促進の観点からも重要である。研究開発の成果を、国際標準により市場と社会に展開することによって、世の中に変革をもたらすイノベーションの実現が可能となる。

また、自己の技術を国際標準化することにより、研究開発投資の早期回収を図り、新たな研究開発の資金とするサイクルを確立することができる。

更に、先端技術分野における国際標準化は、技術開発の方向性における不確実性（いわゆる「死の谷」の問題も含め）を減少させ、国際標準化により創出された共通のプラットフォームに基づく更なるイノベーションの創出を促進する面もある。

今後、我が国の産業競争力を維持・向上していくためには、企業の経営者が、標準化に対する伝統的な理解にとらわれず、国際標準を経営上の重要ツールとして戦略的に活用するという認識を持ち、社内の取組強化において指導的役割を果たすよう、その意識改革を促進していく必要がある。

(具体的取組)

- 企業の経営者層を対象に、国際標準戦略に関する閣僚等主催の懇談会やシンポジウムを開催し、具体的な事例を挙げて、経営者の国際標準に関する理解の増進を図る。
- 国際標準のビジネスへの影響をわかりやすく記載した、国際標準化に関する成功及び失敗事例集を作成し、国際標準に関する戦略的取組の重要

¹ WTO/TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定): 加盟国の国内規格等において、関連する国際規格を基礎として用いるべきことを義務付けている。

性の啓発に努める。

- 日本経団連や工業会などの団体に対し、団体内部における様々な活動を通じ、企業の経営者や幹部に対する啓発活動を強化することを促す。

2. 企業の組織体制を強化する

企業における国際標準化は、国際標準の獲得自体が目的ではない。国際標準を活用して自社に有利にビジネスを展開するためには、(1) 何を対象にどのレベルまで標準化するか（又はしないか）、(2) そのための有利な標準化のスキームは何か（デジュールか、フォーラムか）、(3) 自社の知的財産をどのように活用すべきかなど、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略も踏まえた総合的な判断が必要となる。

そのような判断は、具体的な国際標準化活動に参加する個々の技術者に求めるべき性格のものではない。本社機能としての専門の担当部署や組織による判断がなされるべきであり、国際標準化に関する企業内の組織体制の強化が必要である。

(具体的取組)

- 一定規模の研究開発能力を有する企業については、その企業全体としての国際標準化戦略を決定するとともに、個々の国際標準化活動に対する助言と管理を行う国際標準化活動の統括部署や組織の設置を促す。

3. 多様な国際標準化スキームを活用する

国際標準の重要性の高まりとともに、(1) フォーラム標準の広がり、(2) CEN²等の地域標準機関や ECMA³等を通じたファスト・トラック制度の活用、(3) IEEE、ASME、ASTM⁴等の米国を基盤とする標準化機関の台頭、(4) 工業会による意見調整を介さない個別の企業による国際標準化活動、(5) 現地法人を活用した国外での活動強化など、国際標準の策定スキーム及びその対応戦略が多様化している。

² CEN(欧州標準化機構): CENELEC(欧州電気標準化委員会)、ETSI(欧州電気通信標準化機構)と並ぶ欧州の地域標準化機関の一つ。

³ ECMA: 情報通信技術と家電品に関する国際標準化を行う国際団体。当初、ヨーロッパ電子計算機工業会として設立されたが、現在は世界各地に会員企業を有する。

⁴ IEEE(米国電気電子学会), ASME(米国機械学会), ASTM(米国材料試験協会): いずれも米国を基盤とする学会や団体であるが、国際的な標準化活動を展開している。

また、気候や技術インフラの違いに基づく複数の要求事項を一つの規格へ組み込むことを許容する国際市場性（Global Relevance）といった考え方や、製品の多様化に対応するための性能規格といった考え方も定着してきている。

これらの手法にはそれぞれメリット・デメリットがあり、全ての分野に適応可能な単一の処方箋が存在する訳ではない。企業や大学の関係者には、国際標準化活動が複雑化する中、その全体図が見えにくく、どのように国際標準化を進めたら良いかがわからないとの声もある。多様な国際標準化スキームの戦略的な活用の促進と、そのための環境作りが必要である。

(具体的取組)

- 企業や産業界に対し、工業会を通じた国際標準化の他、企業の直接参加、現地法人の活用、フォーラム標準やファスト・トラック制度の活用など、固定概念にとらわれずに、種々の国際標準化スキームを戦略的に活用することを促す。
- 企業や産業界の戦略的取組を支援するため、多様な国際標準化スキームについて、具体的な取組事例を含め、そのメリット・デメリットを解説した国際標準化のガイドラインを策定する。

４．国際標準における知的財産の活用を図る

特許権を含む国際標準が増加する中、国際標準に関し、特許のロイヤリティを支払う側となるか、受け取る側となるかでは、市場における競争力において大きな差を生じることとなる。

自社技術の国際標準化には、自社技術の普及が促進される反面、当該技術が非競争領域化する（後発企業の参入が促進される）というトレードオフ関係が存在する。特に先端技術分野においては、自社技術を標準化しつつ、市場における競争優位を確保するため、特許権等の自社の知的財産を適切に活用することも考慮する必要がある。

(具体的取組)

- 企業に対し、国際標準化の方向性を踏まえた国際的な特許権の取得と、その適切な活用を促す。

５．産業界自身によるアクションプランの策定と実行を促す

国際標準化活動は、企業の事業戦略と密接に関連する活動であり、国際標準化活動の強化においては、産業界の自主的な取組が欠かせない。

また、国際標準化活動においては、個々の産業分野におけるビジネスの実態を踏まえた戦略が必要であり、その実態を最も良く認識しているのは産業界自身であると言える。本総合戦略を踏まえ、産業界が自主的なアクションプランを策定し実行することが望ましい。

(具体的取組)

- 日本経団連や各工業会などの産業界に対し、各企業との連携を図りつつ、国際標準化活動に関する自主的な「アクションプラン」を策定・実行し、積極的に国際標準化活動を推進することを促す。

６．新しい分野における標準化の動きに適切に対処する

ISO の活動は、鉱工業分野以外にも、サービス分野やマネジメント分野から食品安全に至るまで様々な分野に広がって来ている。特に、品質に関する ISO9001、環境に関する ISO14001 など、いわゆるマネジメント分野の標準化は全ての組織を対象としており、また、認証取得の対象ともなり得ることから、全産業分野にわたって大きな影響を及ぼす。また、現在、我が国の企業は ISO9001 等の認証取得と維持のために多大なコストを要している。

今後、マネジメント分野における標準化に関しては、その標準化の必要性、認証制度への適用の是非も含め、我が国としても積極的に議論に参画し、適切な対応を図る必要がある。

しかし、これらのマネジメント分野の標準は、分野横断的であるが故に、個別の企業・工業会での対応が困難との事情がある。

(具体的取組)

- 品質、環境、企業の社会的責任（CSR⁵）、事業継続計画（BCP）などのマネジメント分野における標準化の動きを注視し、必要な情報を産業界等の関係者に迅速に提供可能な体制を整備する。
- 日本経団連をはじめとする産業界に対し、個別の企業・工業会で対応できないマネジメント分野における標準化の問題に協力して取り組むよう促す。

⁵ ISO では、組織を企業に限定せず、広く SR(社会的責任)と呼んでいる。

7. 産業界の自主的活動を促す支援策を強化する

国際標準化活動の中心的担い手は産業界ではあるが、学や官によるサポートも重要である。我が国における国際標準化活動の活性化は、我が国消費者の利益や、個々の企業の利益を超えた我が国産業界全体の利益など、日本全体の国益に通じるものであり、産学官の連携による国際標準化活動を推進すべきである。

特に、国際標準化活動では様々な経験的知識が要求されるところ、経験の乏しい企業や工業会が、新規に国際標準化活動に参加しようとした場合のハードルが高いのも事実である。産業界の自主的活動を促す支援策の強化が求められている。

(具体的取組)

- 国際標準化支援センター等を通じた支援策を強化し、新任国際幹事の活動支援など、新規参入の促進と将来の自立を促す人材育成型の支援策を拡充する。
- 国際標準化活動の戦略的な進め方について情報提供とアドバイスを行うワンストップの相談窓口を整備する。
- 産業界に対し、国際標準化会議の日本開催の積極的な誘致を促すとともに、会議運営ノウハウの提供など会議開催のための支援を拡充する。

第2章 国全体としての国際標準化活動を強化する

1. 国全体の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する

民間企業における研究開発は、実際の製品やサービスに直接関連するものが多く、研究開発の段階から、将来の国際標準化を視野に入れた一体的な取組が必要であることは言うまでもない。

一方、近年では、国費を原資とする研究活動においても、研究成果の社会的還元が重視されるようになってきている。国際標準化は、研究開発成果を広く社会に普及するための重要なツールであり、研究成果の国際標準化が望める分野においては、国際標準化を視野に入れた研究計画の立案が推奨されるべきである。

また、国際標準の活用により、国費による研究の成果を我が国産業の国際競争力の向上につなげることも、国の研究開発成果の社会還元として重要である。国際的な特許権の取得とあわせ、国の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進することが必要である。

(具体的取組)

- 国費による研究開発の評価を行うための指針等において、研究成果の国際標準化が期待される分野については、国費による研究プロジェクトの事前、中間及び事後評価等における評価項目として国際標準化に関する取組を明確に位置づける。
- 国際標準の獲得により我が国産業の発展が望める分野に対し、戦略的に研究資金の配分を行うとともに、企業に対しても同様の取組を促す。

2. 国際議長・幹事を積極的に引き受ける

国際標準の策定における国際議長・幹事が果たす役割は、非常に大きい。国際標準化の議論においては、人的繋がりや過去の貢献度に対する評価が、発言力に大きな影響を与えるため、特定の問題が生じてから慌てて取組を開始しても、思うように対処できないことも多い。国際議長・幹事の積極的引き受けなど、常日頃の貢献が重要である。

我が国の国際社会への貢献及び国際標準化活動における発言力の確保という観点からは、我が国全体としての国際議長・幹事の引き受け数も重要である。ISO、IEC 等における日本の幹事引受数は着実に増加しているものの、依然我が国の経済規模や技術力に見合った十分なものとは言えない。国際議長・幹事の積極的な引き受けを引き続き推進すべきである。

(具体的取組)

- 2015 年までに、国際標準案の提案数などにおいて、我が国が欧米主要国に比べても遜色なく国際標準化をリードできるようにする。
- 産業界や学会に対し、日本の国際社会への貢献及び日本の発言力の強化という観点から、今後も国際議長・幹事を積極的に引き受けるよう働きかけを続ける。
- 各工業会や企業に対し、国際議長・幹事を引き受けた者に対して、適切な評価を与え、産業界全体として支援する仕組み作りを促す。

3．環境・安全・福祉等の分野で世界に貢献する

環境・安全・福祉等の社会的ニーズに対応するための分野は、一部の例外を除き、産業界による標準策定のインセンティブが働きにくく、政府や公的機関による取り組みの期待される分野である。

ユニバーサルデザインやアクセシビリティなどの国際標準化における日本の取組は、これまでも国際的な評価を得てきており、日本の国際貢献という観点からも、これらの分野における積極的な取組を継続していく必要がある。

(具体的取組)

- 環境・安全・福祉など、産業界による標準策定のインセンティブが働きにくい分野における国際標準化活動において、政府、独立行政法人型研究機関による取組を強化するとともに、大学関係者による自主的な取組を支援するなど国民福祉の向上と国際社会への貢献に努める。
- 我が国産業界全体の利益に繋がるなど、公共財として広く利用される国際標準策定に関して、産業界における研究開発成果の国際標準化を促進する。

4．省庁間の連携を強化する

デジュール標準を扱う国際標準化機関は、ISO、IEC、ITU 等の複数の組織に分かれており、それらを所管する国内の省庁も、経産省や総務省など複数の省庁に分かれている。しかしながら、実際の企業活動や国際標準化活動は必ずしもこのような分け方に沿っている訳ではなく、特に多数のフォーラム標準化団体が設立され、国際標準化のスキームが多様化するなかで、政府の対応を一元化して欲しいという民間からの要望は多い。また、企業の社会的責任(CSR)やリスク管理等、産業所管省庁の枠を超えた新た

な国際標準化も検討されており、政府として統一的な対応を図るため、関係省庁の連携を強化する必要がある。

(具体的取組)

- 関係省庁の連携による新たな国際標準対応体制の構築に向け、関係省庁合同の検討協議会を設置する。

5. 国際標準化に関する情報収集の充実を図る

国際標準化をとりまく環境は、常に変化しており、今後、我が国が、国際標準化に関する政策を適切に展開していくためには、国際標準化に関する国際的な動向及び我が国の取組の現状を体系的に把握する必要がある。

しかしながら、現状では、ISO、IEC、ITU の各機関にわたる統一的な統計は存在せず、それぞれの機関内であっても経年変化の比較が困難である場合も多い。フォーラム標準に関するデータの不足は更に深刻であり、体系的かつ継続的な国際標準化に関する情報収集の充実が必要である。また、諸外国の国際標準化への取組に関する情報の収集も欠かせない。

(具体的取組)

- 国際標準化に関する国際的な動向及び我が国の取組の現状を体系的に把握し、適切な政策を展開するため、在外公館や JETRO 等を活用し、フォーラム標準に関する情報や諸外国の取組に関する情報も含め、国際標準化に関する体系的かつ継続的な情報の収集と、その幅広い活用を図る。

第3章 国際標準人材の育成を図る

1. 次世代の国際標準人材を育成する

国際標準人材には、技術的知識に加え、特許に関する知識、語学力や交渉力、長期の標準化活動による人脈等、多様な知識と経験が必要とされる。

近年、国際標準人材の高齢化と若手人材の育成の遅れを懸念する声が高まっており、経験者の貴重な経験を若手に伝え、次世代の国際標準人材を育成することが急務となっている。

また、優秀な国際標準化人材の育成には、社員の評価・処遇において、国際標準化活動を重視するとともに、長期的なキャリアパスが示されることが重要である。

(具体的取組)

- 国際標準化活動の経験者を講師として活用し、次世代の国際標準人材を育成するための「国際標準人材育成塾（仮称）」を創設する。
- 国際標準人材育成セミナー等における知財研修の強化、知財分野における国際融合人材育成の取組との連携などにより、国際的に通用する高度な技術管理者の育成を促進する。
- 企業に対し、国際標準人材に求められる多様な経験と知識、国際的な信頼獲得等の観点から、国際標準化に携わる人材の適切な評価・処遇、工業会や公的機関における再雇用等の促進など、長期的なキャリアパスの確立を促す。

2. 国際標準人材間のネットワークを構築する

国際標準化活動には、国際会議の進め方や交渉術、他国代表との人脈作りなど、技術分野・産業分野を超えて共有できる知識や経験が多い。技術分野・産業分野の垣根を越えて、国際標準化活動の経験やノウハウを共有し、活用できる仕組み作りが必要である。

また、国際標準化の方向性について、その分野のキーパーソンである特定の人物の果たす役割は大きく、海外のキーパーソンとの協力関係の構築も重要な課題である。将来国際標準化活動の中心となる若い人材を育成する観点からも、国内外における国際標準人材間のネットワークの構築が必要である。

(具体的取組)

- 日本国内の国際標準人材が、産業の枠を超えて交流し、情報交換とネットワーク作りをする機会を拡充する。
- 産業界に対し、国際シンポジウムの開催などを通じ、国内外の国際標準人材のネットワーク強化を促す。

３．大学等における標準教育を支援する

国際標準に関する知識は、国際標準化活動に直接携わる者だけに必要な知識ではない。効率的かつ戦略的な研究開発活動を推進していくためには、全ての技術者が国際標準に関する基本的な知識を備える必要がある。

また、近年の事前標準の増加により、標準化を意識した技術開発や特許化活動が一層重要となっており、企業の技術者だけでなく、知財担当者や弁理士にとっても国際標準化の知識は欠かせないものとなっている。大学、企業等における基礎的な標準教育の支援を図る必要がある。

(具体的取組)

- 理工系学部を中心に、広い範囲の学生に対して国際標準の基礎に関する教育を提供することができるよう、モデル教材を作成、提供するなど各大学の自主的な取組を促進する。
- 各企業、日本知的財産協会、日本弁理士会等に対し、企業の技術者、知財担当者、弁理士等を対象とした、国際標準に関する基礎的研修の実施・拡充を促す。
- 知財分野におけるマネジメント研修や技術経営プログラム等において、国際標準に関する内容を盛り込むよう研修・教育機関の自主的な取組を促進する。

４．顕彰制度を充実する

国際標準化活動に取り組む個人・企業・団体に、適切な評価とインセンティブを与えるととともに、国際標準の重要性に対する認識を高めるために、顕彰制度の充実が必要である。

特に、企業や大学内において国際標準化活動に携わる者の地位向上・適切な評価の観点が必要であり、国際標準化に貢献した個人の表彰とともに、その活動を積極的に支援した企業（経営者）や大学等をあわせて表彰するなどの工夫が必要である。

(具体的取組)

- 国際標準に対する認識を高めるため、(1) 国際標準化に関する顕彰の格上げ、(2) 国際標準化に貢献した個人とその活動を支援した企業（経営者）や大学等の同時表彰など、国際標準化に関する顕彰制度を充実させる。

第4章 アジア等の諸外国との連携を強化する

1. 「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を推進する

ISO等の国際標準化機関においては、一国一票の投票で国際標準が決定されることから、アジア・太平洋諸国との連携など、諸外国との協力関係が欠かせない。

アジア・太平洋地域には、PASC（太平洋地域標準会議）やASTAP（アジア・太平洋電気通信標準化機関）など、国際標準化に関する協力を目的とした地域的枠組みが存在している。しかし、アジア・太平洋諸国の大半は、国際標準化活動の経験が乏しく、また、アジア・太平洋諸国間での技術レベルの格差も大きい

アジア・太平洋諸国における国際標準化活動のレベルを上げると共に、これまでの協力体制を強化し、国際標準案の共同提案、不適切な標準化に対処するための協調的行動など、アジア・太平洋地域が国際標準化をリードするための基盤整備に向けた中長期的戦略が必要とされている。

(具体的取組)

- アジア・太平洋地域における（１）国際標準化活動の水準引き上げ、（２）人的ネットワークの強化、（３）国際標準案の共同提案等を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を策定し、その推進に取り組む。

2. 中国や韓国との協力を推進する

中国、韓国は、地理的・経済的に我が国と密接な関係を有し、近年の技術的・経済的發展も著しい。両国は、国際標準化活動においても、活発な提案活動を展開しており、我が国が国際標準化活動を展開していく上で、中国や韓国との協力は重要である。

(具体的取組)

- 中国や韓国の標準化機関との情報交換や、国際標準の共同提案など、中国や韓国との協力関係を強化し、共通の理解のもとに国際標準化活動を推進する。

第5章 国際標準化のための公正なルール作りに貢献する

1. より公平でオープンな国際標準化システムの実現を目指す

WTO/TBT 協定には、「国際規格（国際標準）」及び「国際標準化機関」の定義規定がおかれていないため、これらの定義をめぐってこれまでも様々な議論がなされてきた。

特に、米国は、ISO、IEC、ITU といった代表的な国際標準化機関の多くが欧州を拠点としているのに対し、IEEE、ASTM などの米国を拠点とする団体も、十分な透明性・開放性・公平性を備えており国際標準化機関としての資格を有するとの主張を続けている。

また、ISO、IEC 等の国際標準化機関と、CEN、CENELEC 等の地域標準化機関や ECMA、IEEE 等の有力標準化団体との連携強化は、国際標準策定プロセスの迅速化という利点をもたらす一方、ファスト・トラック制度を利用した国際標準化には、その原案策定プロセスの透明性が不足しているとして批判を受けているケースも生じている。我が国としてもより公平でオープンな国際標準化システムの実現に向けて積極的に貢献する必要がある。

(具体的取組)

- WTO/TBT 協定の実施や運用の改善等に関する議論に積極的に参画するなど、より公平でオープンな国際標準化システムの実現に積極的に貢献する。

2. 知的財産の取り扱いルールを明確化する

特許権を含む国際標準の増加に伴い、国際標準化における特許等の知的財産の取り扱いルールの明確化の要請が高まっている。

例えば、ISO、IEC、ITU のトップレベルの協力会議である WSC（世界標準協力）では、パテントポリシーのハーモナイゼーションが議論されている。また、RAND 条件⁶の合理性の判断基準や、必須特許の鑑定、特許権によるロイヤリティの配分、第三者問題への対応等、様々な問題が指摘されている。

⁶ 特許権のライセンスにあたり、合理的かつ非差別的（Reasonable And Non-Discriminatory）でなければならないとする条件。

(具体的取組)

- 国際標準に関連する知的財産の取り扱いルールの明確化と国際的な調和を推進するとともに、日本企業の取得した知的財産権が海外において適切に保護されるよう、諸外国への働きかけを強化する。

参 考

1. 国際標準を巡る環境変化

(1) デジタル化、モジュール化、ネットワーク化の進展

標準化の目的は、計量単位や試験方法の統一などの基盤整備、品質・安全性の確保、互換性確保による利便性の向上や市場の拡大、仕様の統一によるコストダウンや調達の容易化など様々である。特に、情報通信の分野においては、標準化による相互接続性・相互運用性の確保は、本質的な問題である。

近年の科学技術の発達により、標準化の機能の重要性が増すとともに、その目的や内容にも質的な変化がもたらされた。製品や技術の高度化・複雑化に伴い、自社だけで製品に必要な全ての技術をまかなう囲い込み型のビジネスモデルから、オープンな分業型のビジネスモデルへの転換が進んだ。デジタル技術の発達は、部品のモジュール化と組合せを容易にし、この傾向が一層強まるとともに、それらの部品を組み合わせるためのインターフェースを規定する標準の重要性が一層高まった。

その一方で、モジュール化された基幹部品が大量に流通することにより、それらの部品を組み合わせた製品の構築が容易となったため、組み立てコストの勝負では途上国との競争に勝てなくなるという事態も生じている。標準化活動を行うにあたっては、単に自社技術を標準化するだけではなく、何をどこまで標準化し、その上で、如何に他者との差別化を行っていくのか、ビジネス全体を考えた戦略的な取組が重要になってきている。

また、様々な分野でネットワーク化が進展し、標準化への戦略的な取組の必要な分野が拡大している。例えば、情報家電やホームネットワーク、ITS（高度道路交通システム）など、従来スタンドアロン型と考えられていた白物家電や自動車等の分野においても、ネットワーク化への対応が必要となり、標準化と無縁ではいられなくなっている。

(2) 知的財産を含む標準の増加

従来、知的財産権の中でも排他的独占権としての性質を有する特許権と、技術の普及を目的の一つとする標準とは、相対立するあるいは相矛盾する概念として捉えられることも多く、かつては、標準には特許権を含まない、あるいは、特許の無償開放を前提とするのが常識であった。

しかし、技術の進歩が急速に進む中、先端技術分野においては、特許技術を排除した標準化は、事実上不可能となってきた。大規模な基盤整備が必要とされる情報通信分野だけでなく、例えば次世代 DVD の標準化に見られるように、次世代技術の標準を定めた後に実際の製品開発を行う事前標準の考え方がさまざまな分野に広がってきており、特許権を含む標準が増加する傾向にある。

制度面においても、標準に関連するパテントプールに対する独占禁止法上の考え方の整理や、国際標準化機関におけるパテントポリシーの統一に向けた議論が進み、国際標準における知的財産権の取り扱いが明確化されつつある。国際標準化は協調的な作業であり、特許権の濫用は無論許されないが、今後は、知的財産権の適切な確保と活用を図りつつ、国際標準化活動を行うとの考え方が重要である。

(3) WTO/TBT 協定の成立

市場のグローバル化の一層の進展により、国際競争力を確保するためのツールとしての国際標準の重要性が高まっている。特に 1995 年の WTO/TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）の発効により、加盟国は、関連する国際標準を国内標準や技術基準（強制規格）の基礎として用いることが義務付けられたため、国際標準の重要性が飛躍的に高まった。

WTO/TBT 協定には、「国際規格 (国際標準)」及び「国際標準化機関」の定義規定はおかれていないが、国際標準の策定を行う代表的な国際標準化機関は、ISO (国際標準化機構)、IEC (国際電気標準会議)、ITU (国際電気通信連合) の3つである。ISO は最大の国際標準化機関であり、IEC の担当する電気技術分野、ITU の担当する通信分野を除く全ての分野をカバーしている。ITU の内部では、ITU-R (無線通信部門) が無線通信技術の標準化を、ITU-T (電気通信標準化部門) が主として有線通信技術の標準化を担当している。なお、ITU の策定する標準は「勧告」と呼ばれる。

WTO/TBT 協定

WTO 設立協定の附属協定の一つであり、強制規格 (Technical Regulations)、任意規格 (Standards)、適合性評価手続 (Conformity Assessment Procedures) が国際貿易の不必要な障害となることの防止を目的としている。

WTO/TBT 協定では、加盟国が強制規格、任意規格、適合性評価手続を必要とする場合において、関連する国際規格が存在する場合には、その国際規格を、それらの基礎として用いることが義務付けられている。(2.4 条、5.4 条、附属書 3 F 項)

表1： 主な国際標準化機関

	ISO	IEC	ITU (国際電気通信連合)	
	国際標準化機構	国際電気標準会議	ITU-R	ITU-T
対象分野	電気、通信を除く全分野	電気技術分野	無線通信部門	電気通信標準化部門
規格数	15,649 規格 ^{※1}	5454 規格 ^{※1}	約 1250 規格	約 3000 規格
設立年	1926 年:ISA 設立 1947 年:ISO へ改組	1906 年	1865 年:万国電信連合設立 1932 年:ITU へ改組	
会員数	正会員 100 準会員 47 計 147 ^{※2}	正会員 51 準会員 14 計 65 ^{※2}	加盟国 191 企業会員 650 以上 ^{※3}	

※1:2006 年 1 月現在 ※2:2005 年 2 月現在 ※3:2006 年 9 月現在

(4) 諸外国の戦略的な標準活動

国際標準の重要性の高まりに伴い、欧州や米国は、国際標準を、国際市場における競争力確保のための重要な手段として位置付け、戦略的な取組を行っている。欧州は、早くから標準化の問題に取り組み、欧州の地域標準化機関を通じた国際標準化機関との強い連携や、一国一票の投票制度における票数の優位性などを背景にデジュール標準の分野で強みを発揮している。米国は、従来から、その市場競争力を背景に、デファクト標準やフォーラム標準の分野で支配的な力を有していたが、WTO/TBT 協定の成立を受け、近年、ISO における幹事国の引受数を大幅に増やすなど、デジュール標準への取組を急速に強化している。

中国や韓国も、積極的に国際標準案の提案を行うなど、国際標準化への取組を強化している。特に中国は、技術標準の形成を国家科学技術計画の重要な目標と位置付けており、研究開発と標準化の一体的推進や、中国の技術標準の国際標準化を積極的に推進している。

標準の種類

①デジュール標準

公的標準。公的で明文化され公開された手続きによって作成された標準。

②フォーラム標準

関心のある企業等が集まってフォーラムを結成して作成した標準。

③デファクト標準

事実上の標準。個別企業等の標準が、市場の取捨選択・淘汰によって市場で支配的となったもの。

(5) フォーラム標準の増加

フォーラム標準は、関心のある企業同士がフォーラムを結成して作成する標準であり、デジュール標準に比べ、迅速・柔軟な標準化が可能なため、特に技術の変化の激しい先端技術分野において、近年、活発に利用されるようになっている。

ISO、IEC、ITU 等の国際標準化機関も、各種フォーラムとの連携を強化しており、実質的な標準案の作成はフォーラムで行い、その結果を国際標準化機関においてそのままデジュール化するケースも増えている。ECMA のように、ファスト・トラック制度を活用した迅速な国際標準化を売り物とする団体も登場しており、既存の枠組みにとらわれず、目的に応じた適切な国際標準化手法を選択することが、国際標準化を有利にすすめる上で重要になってきている。

ECMA International

情報通信技術と家電品に関する標準化を行う国際団体。当初、欧州のコンピュータメーカーを中心に設立されたが、現在は世界各地に会員企業を有し、通常会員の約半数を日本企業が占めている。ECMA は、ISO/IEC とカテゴリ A リエゾン関係を結んでおり、ファスト・トラック制度を利用して、ISO/IEC に対し国際標準案の直接提案が可能である。ECMA の資料によれば、これまでファスト・トラック制度により策定された標準の 8 割以上が ECMA からの提案によるものとされている。

(6) ISO の活動範囲の広がり

ISO の活動は、鉱工業分野以外にも、サービス分野やマネジメント分野から食品安全に至るまで様々な分野に広がって来ている。例えば、サービス分野では、観光サービスや格付けサービスなど新たな標準化提案が増加している。また、1987 年に発行した品質マネジメント規格である ISO9000 ファミリー以降、ISO では、環境に関する ISO14000 シリーズ（1996 年発行）、情報セキュリティに関する ISO/IEC27000 シリーズ（2005 年発行）など、組織におけるマネジメントに関する標準化も活発に行われている。

ISO9001 は、認証取得の対象とされ、2005 年末の審査登録件数が全世界で約 78 万件に上るなど、最も成功した ISO 規格とも言われている。しかし、その一方で、我が国の企業は、欧州主導で策定された ISO9001 の認証取得と維持のために多大なコストを負担しているとの現状もある。マネジメント分野の標準化は全ての組織を対象としており、また、認証取得の対象ともなり得ることから、全産業分野の企業活動に多大な影響を与えるものであり、その標準化の必要性、認証制度への適用の是非も含めて、我が国としても適切な対応を図る必要がある。

現在、企業の社会的責任(CSR)や事業継続計画(BCP)などの分野における検討が行われているが、ISO9001 や 14001 のような第三者認証の導入の必要性については、慎重な対応が必要である。

2. 各国の国際標準戦略

(1) 欧州

欧州は、域内の市場統合という政策目標の実現のため、域内の標準や技術基準（強制規格）を統一し、域内貿易の障害を無くすことを目指した。このため、標準政策への取組が、早くから活発に行われてきた。

1985年の理事会決議にもとづくいわゆる「ニューアプローチ」では、製品の安全性等に関する必須要求のみが、製品分野毎に出される EU 指令（ニューアプローチ指令）により定められ、必須要求を満たす具体的な技術仕様は、欧州の地域標準化機関が策定する任意規格に委ねるという仕組みが採用されている。なお、欧州の地域標準化機関としては、CEN（欧州標準化機構）、CENELEC（欧州電気標準化委員会）、ETSI（欧州電気通信標準化機構）があり、それぞれ ISO、IEC、ITU に対応する分野の標準化を担っている。

また、EU は、標準化が欧州企業の競争力強化に重要な役割を果たすとの認識の下、国際標準化活動も戦略的に展開している。欧州には、ISO、IEC、ITU の本部が全て欧州（ジュネーブ）に存在するという地理的な優位性に加え、一国一票の投票制度下では、EU 加盟国だけでも 25 票を有するという数の強みがある。地域標準化機関を介した国際標準化機関との強い連携も欧州の国際標準戦略における強みの一つであり、ISO と CEN、IEC と CENELEC の間には、それぞれウィーン協定、ドレスデン協定と呼ばれる協力協定が結ばれている。

2004 年 10 月には、「欧州の政策及び法規の枠組みにおける欧州標準化の役割」に関する報告が欧州委員会によってとりまとめられ、これを受けた 2004 年 12 月の欧州理事会の結論文書では、①欧州法規等における欧州標準のより広範な活用、②欧州標準の効率性、一貫性、可視性の向上、③グローバル化した世界における欧州標準のプロモーション等がさらなる措置として提案された。更に、2006 年 4 月には、欧州理事会の求めに応じ、これらの措置を実施するための「欧州標準化アクションプラン」が欧州委員会によって策定・公表されている。

欧州標準化アクションプラン

欧州委員会の報告「欧州の政策及び法規の枠組みにおける欧州標準化の役割」を実施するための具体策として、2006 年 4 月、欧州委員会によって公表された行動計画。

サービス、防衛、ICT（情報通信技術）、ナノテク等 17 の分野の具体策の他、欧州標準化活動の効率性・一貫性・透明性の向上、欧州標準化システムの国際的な普及等の国際化への挑戦についても、行動主体、タイムテーブルを明示した上で、具体的行動を列挙している。

(2) 米国

米国では、自国内における巨大な市場と、中南米やアジア諸国などの海外市場への積極的進出を背景に、「市場メカニズム」を重視する傾向が強い。このため、米国では、ISO、IEC、ITU 等の国際標準化機関で策定されるデジュール標準よりも、市場における競争力を反映したデファクト標準やフォーラム標準が重視されてきた。特に、1984 年の「NCRA 法（国家共同研究法）」、1993 年の「NCRPA 法（国家共同研究及び生産法）」の成立により、競争者間の共同研究開発等における反トラスト法の運用が緩和されたため、米国におけるフォーラム標準化活動は一層活発なものとなった。

しかし、1995 年に発効した WTO/TBT 協定により、国際標準化機関が策定した国際標準（デジュール標準）を、各国の国内標準の基礎として用いることが義務付けられたため、米国は、デジュール標準の強化に乗り出した。更に 2001 年には、巨大な市場を有する中国が WTO に加盟し、米国のデジュール標準重視の方向に拍車をかけた。その結果、米国は、ISO における TC/SC の幹事国引受数を急速に延ばしており、1990 年代の前半までは、ドイツ、フランス、イギリスに次ぐ 4 位であった幹事国引受数が、近年ではドイツと 1 位を争う程に増加している。

米国における標準戦略として、2000 年には、ANSI（米国規格協会）が、国内の標準化関係者の議論を集約して策定した「NSS（米国国家標準戦略）」が公表され、更に 2005 年には NSS の改訂版である「USSS（米国標準戦略）」が策定、公表された。

USSS では、①NTTAA 法（国家技術移転促進法）に基づく任意規格の利用の促進、②標準とその適用が米国の貿易の障害となることの防止、③米国型の標準の啓蒙とアウトリーチ等を戦略目標として掲げている。また、2004 年、アメリカ競争力評議会（The Council on Competitiveness）により報告された「イノベートアメリカ」では、世界的インフラの拡大を加速するため、オープンスタードは 21 世紀において更に重要になると言及されている。

USSS（米国標準戦略）

2000 年に策定された NSS(米国国家標準戦略)の改訂版として 2005 年に ANSI を中心にとりまとめられた米国の標準戦略。NSS に比べ、より国際的な観点を重視。12 の戦略目標を掲げ、各戦略目標を実現するための戦術項目が具体的な行動として示されている。

具体的には、標準策定の原則として透明性、開放性、公平性等を強調するとともに、標準とその適用が米国の貿易の障害となることの防止、米国型標準（任意かつコンセンサスに基づく、分散型、市場牽引型の分野別標準）の啓蒙とアウトリーチ、NTTAA 法（国家技術移転促進法）に基づく任意規格の利用促進、環境、健康、安全等への配慮や消費者ニーズの反映等の内容が盛り込まれている。

(3) 中国

中国では、「三流の企業は製品を作り、二流の企業は技術を開発し、一流の企業は標準を作る」と言われるように、標準の重要性が認識されており、近年、国際標準案の提案を積極的に行うなど、国際標準化活動への戦略的な取組が行われている。

2006年から2020年の科学技術政策を定めた「国家中期科学技術発展計画綱要」（2006年2月）においても、技術標準戦略の実施が国家科学技術計画の重要な目標と位置づけられており、①重要技術標準の制定における政府、業界団体の協調の強化、②任意標準と強制法規の体系的整備、③標準の策定と研究開発、設計・製造等の一体的推進、④国際標準化活動に積極的参加と中国の標準の国際標準化の推進などの目標が掲げられている。

3. 我が国の国際標準化活動の現状

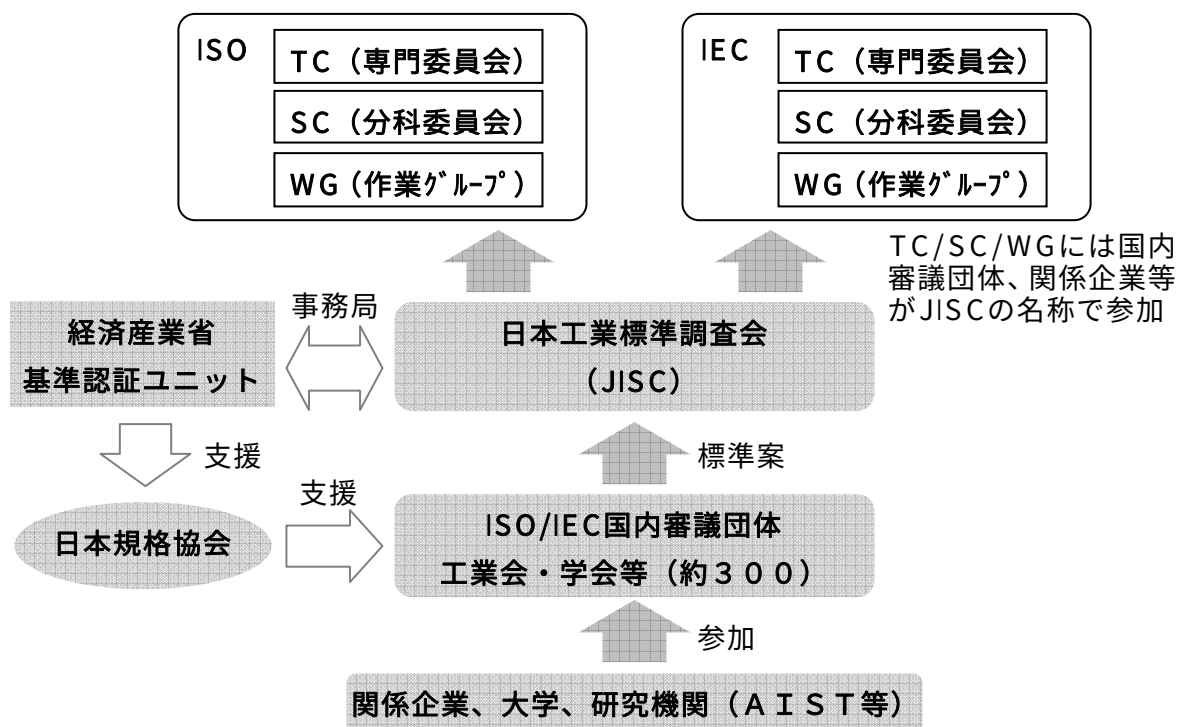
(1) デジタル標準に関する国際標準化活動の現状

i) ISO、IECに関する国際標準化体制

ISO 及び IEC は非政府間組織であるが、一カ国一機関の参加とされており、日本からは工業標準化法に基づく審議会である JISC（日本工業標準調査会）が参加機関となっている。ISO の所掌範囲は多岐にわたるため、JISC の事務局である経済産業省が主管庁となり、関係省庁と連携をとりつつ対応している。

日本からの国際標準案は、ISO、IEC の TC（専門委員会）毎に定められた工業会や学会等の国内審議団体によって策定され、JISC を経由して ISO、IEC に提案される。ISO、IEC における TC、SC（分科委員会）、WG（作業グループ）等の実際の会合には、企業や大学、産業技術総合研究所(AIST)等の研究機関、工業会等が、JISC の名前で参加している。経済産業省の基準認証ユニットは、JISC の事務局を担当するとともに、日本規格協会を通じ、民間の国際標準化活動を支援している。日本規格協会は、経済産業省所管の公益法人であり、自ら国内審議団体として国際標準案の作成を行うこともある。

図 1: ISO、IEC に関する我が国の国際標準化体制

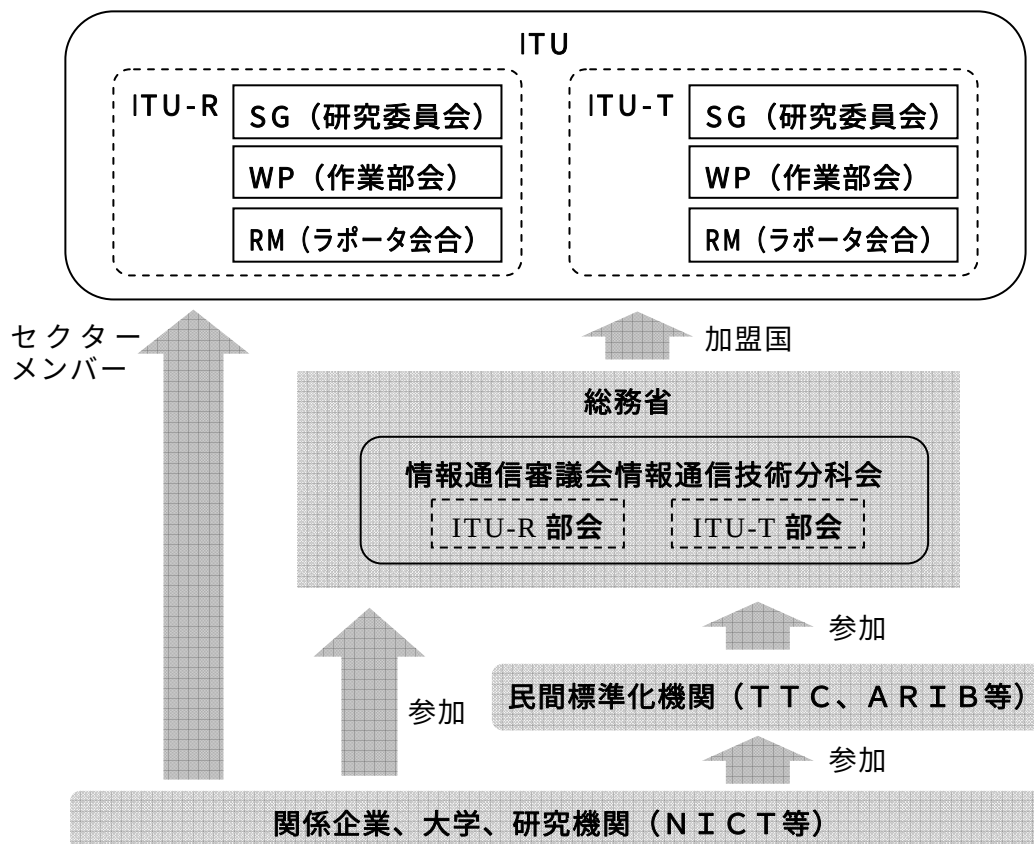


ii) ITU に関する国際標準化体制

ITU は、国連の専門機関の一つであり、我が国における主管庁は総務省である。ITU では、加盟国政府に加え、各国の企業や団体が部門構成員（セクターメンバー）又は準部門構成員（アソシエート）として直接参加でき、国際標準案（寄書）の提出も可能である点に特徴がある。我が国からは、2006 年 10 月現在、電気通信事業者、放送事業者やメーカ等、部門構成員として 46 機関（ITU-R：31 機関、ITU-T：29 機関）、準部門構成員として 11 機関（ITU-R：3 機関、ITU-T：8 機関）が参加している。

ITU-R 及び ITU-T における SG（研究委員会）、WP（作業部会）、RM（ラポータ会合）等の会合に対する我が国の対処方針等は、総務省に設けられた情報通信審議会情報通信技術分科会の下部組織である ITU-R 部会、ITU-T 部会において調査審議される。これらの審議には、関係企業や大学、情報通信研究機構（NICT）等の研究機関の他、TTC（情報通信技術委員会）や ARIB（電波産業会）、JCTEA（日本 CATV 技術協会）といった民間標準化機関も参加している。

図2： ITU に関する我が国の国際標準化体制



iii) 我が国の活動状況

① 議長・幹事等の引受

国際標準化機関における国際標準の策定において、議長・幹事等が果たす役割は大きい。幹事国の引受数は、その国の国際標準化活動への貢献を示す指標としても重要である。

ISO、IEC の TC 及び SC における幹事国の引受数は、着実に増加しているものの、2006 年現在でも、総ポスト数 902 の約 6.7%に過ぎず、GDP 世界第 2 位（約 11%）である我が国の経済規模や技術力に見合った十分なものとは言えない。TC、SC の議長、WG の主査についても同様であり、一層の取組強化が必要と考えられる。

一方、ITU-R、ITU-T では、SG 及び WP における議長、副議長の総ポスト数 210 に対し、我が国は 13%近い 27 名の議長・副議長職を占めている。しかし、RM のラポータでは、我が国は約 6.3%（572 ポスト中 36 名）を占めるに過ぎず、若手の育成に課題を残している。

表1： 国際標準化機関における我が国の役職者数

		ISO	IEC	JTC1			ITU-R	ITU-T
TC	議長	7/192	4/90		SG	議長	0/6	2/13
	幹事	11/192	7/90			副議長	4/33	7/62
SC	議長	28/524	3/79	4/17	WP	議長	3/32	7/35
	幹事	32/524	6/79			副議長	4/22	0/7
WG	主査	115/2145	47/495	12/52	RM	ラポータ等	10/366	26/206

2006年2月現在 ITU-R:2005年12月、ITU-T:2006年5月現在

図3： ISO における各国の幹事国引受数の推移の推移

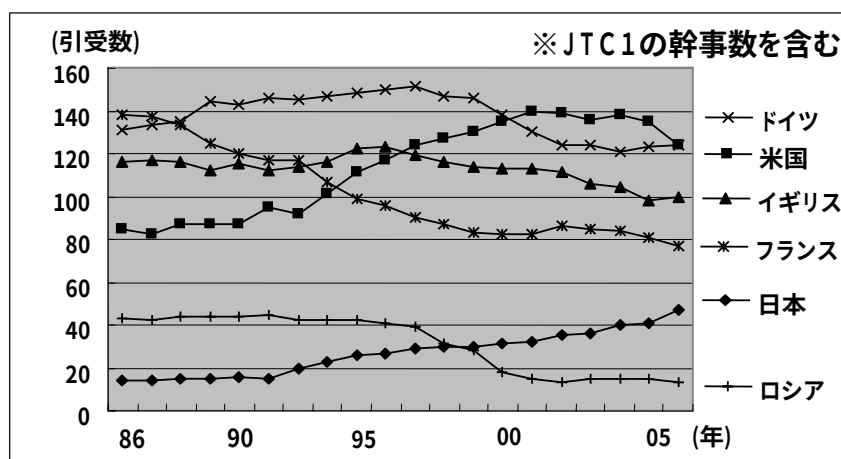
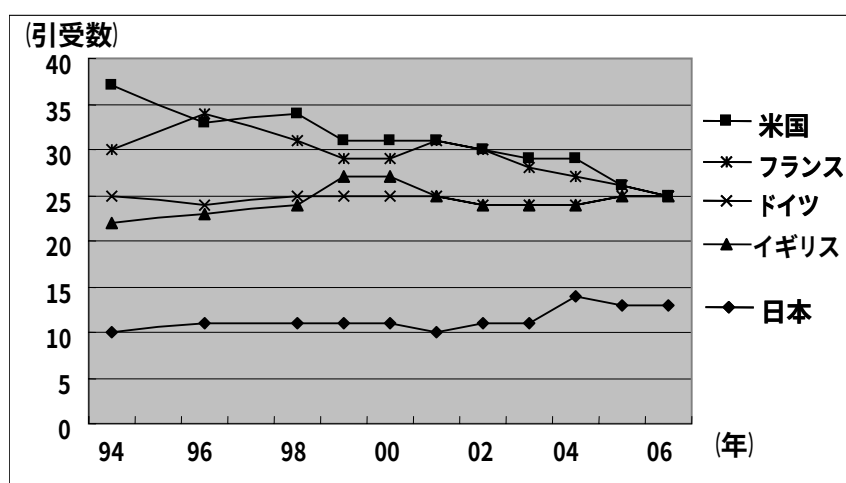


図4： IEC における各国の幹事国引受数の推移



② 我が国からの国際標準案の提案

国際標準化活動の活発さを図る別の指標として、国際標準案の提案数がある。ISO、IEC では、新たな国際標準の策定は、NP(新業務項目提案)として行われる。IEC における NP 提案の割合は、2001 年、2003 年で 20%を超えるなど高い数値を示しているが、ISO では 6～8%台に留まっている。ITU における国際標準（勧告）案の提案である寄書数も、5～9%台に留まっており、改善の余地を残している。

表 2： ISO/IEC における NP 提案数の推移

	ISO			IEC		
	総数	日本	割合(%)	総数	日本	割合(%)
2001 年	636	54	8.5	60	12	20.0
2002 年	587	40	6.8	101	12	11.9
2003 年	633	39	6.2	126	32	25.4

表 3： ITU-R/ITU-T における寄書提出の推移

	ITU-R			ITU-T		
	総数	日本	割合(%)	総数	日本	割合(%)
2004 年	2298	150	6.5	—	83	—
2005 年	2788	142	5.1	1758	166	9.4

(2) フォーラム標準に関する国際標準化活動の現状

フォーラム標準化の活動は、民間企業による任意的活動であることや、フォーラムの数が多い上に、そのライフサイクルが比較的短いことなどから、我が国におけるフォーラム活動の実態を網羅的に調査したデータは存在しないが、情報通信関係のフォーラム活動については、TTC（情報通信技術委員会）が、「情報通信関係のフォーラム活動に関する調査報告書」として毎年調査とりまとめを行っている。

TTC の調査によれば、2005 年時点で、米国を本部所在地とする情報通信関係のフォーラムは 63 であるのに対し、日本は 19、欧州は 11 であり、フォーラム活動における米国の圧倒的な優位性を見ることが出来る。

DVD フォーラムなど、一部の家電系フォーラムでは、日本企業が主導的な立場にあるものの、インターネットの通信プロトコル等に関する代表的なフォーラムである IETF では、3000 を超える RFC(IETF が定める技術標準)の内、約 2%が日本からの貢献と推定されたとする調査結果も報告されており（2006 年 1 月総務省調べ）、我が国におけるフォーラム標準化活動の水準は、まだまだ高いとは言えない状況にある。

表4： 情報通信関係フォーラム数の本部所在地別推移

発効年数	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05
米国	23	33	40	46	48	55	60	62	62	67	63
欧州	15	15	12	11	11	12	16	14	14	9	11
日本	3	10	17	20	24	27	23	23	23	23	19

(出典) TTC による調査結果を元に作成

(3) これまでに策定された戦略・アクションプラン

JISC は、通商産業大臣の諮問に基づき、1997 年 11 月に「今後の我が国の国際標準化政策の在り方」を答申するとともに、2001 年 8 月には、「標準化戦略（総論編）」及び 27 の分野別標準化戦略をとりまとめた。これらの戦略を踏まえ、2004 年 6 月には、総論編及び分野別アクションプランからなる「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」が策定され、分野別アクションプランについては毎年改定がなされている。

情報通信審議会は、総務省の諮問を受け、2003 年 3 月、「情報通信分野における技術競争力の強化に向けた研究開発・標準化戦略について」を答

申した。この答申の第2章は、情報通信分野における標準化戦略となっている。さらに、2005年7月に答申された「ユビキタスネット社会に向けた研究開発の在り方について～UNS戦略プログラム～」でも、標準化の推進が盛り込まれている。

(4) 諸外国との連携

アジア・太平洋地域における国際標準化に関する協力としては、既に PASC や ASTAP などの枠組みが存在し、様々な活動が行われている。

例えば、PASC（太平洋地域標準会議：23 カ国）では、主として ISO、IEC における国際標準化活動を対象に、太平洋地域諸国間の情報交換や国際標準化活動の支援、太平洋地域諸国のニーズの反映のための国際標準化機関との連携等の活動が行われている。ASTAP（アジア・太平洋電気通信標準化機関）は、APT（アジア・太平洋電気通信共同体：33 カ国及び 4 地域）の下に設置され、主として ITU の会合に向けた標準化に関する地域見解や共同提案の作成等の活動を行っている。この他にも、北東アジア標準協力会議（ISO、IEC 関連）や CJK Standards Meeting（ITU 関連）等を通じた日中韓の情報交換と連携が行われるなど、アジア・太平洋地域の協力強化が図られてきている。

しかし、日本や米国等の一部の国を除き、アジア・太平洋諸国の大半は、国際標準化活動の経験が乏しく、その技術レベルの格差も大きい。例えば ISO における幹事国引受数を比べてみた場合、EU25 カ国が約 370 であるのに対し、ASEAN10 カ国は 4 であり、その差は歴然としている。技術協力等によるアジア・太平洋地域の水準引き上げと、一層の連携強化が必要である。

検討スケジュール等

検討スケジュール

第6回知的創造サイクル専門調査会

日時：2006年9月21日（木） 15：00－17：00

場所：知的財産戦略推進事務局会議室

議題（抄）：国際標準総合戦略について

第7回知的創造サイクル専門調査会

日時：2006年10月25日（水） 15：00－17：00

場所：知的財産戦略推進事務局会議室

議題（抄）：国際標準総合戦略について

第8回知的創造サイクル専門調査会

日時：2006年11月17日（金） 10：00－12：00

場所：知的財産戦略推進事務局会議室

議題（抄）：国際標準総合戦略について

第15回知的財産戦略本部

日時：2006年12月6日（水） 17：00－18：00

場所：官邸大会議室

議題（抄）：国際標準総合戦略について

（「国際標準総合戦略」の決定）

知的財産戦略本部 名簿

(内閣総理大臣及び国務大臣)

本部長	安倍	晋三	内閣総理大臣
副本部長	塩崎	恭久	内閣官房長官
	高市	早苗	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、科学技術政策、イノベーション、少子化・男女共同参画、食品安全）
	伊吹	文明	文部科学大臣
	甘利	明	経済産業大臣
本部員	菅	義偉	総務大臣
	長勢	甚遠	法務大臣
	麻生	太郎	外務大臣
	尾身	幸次	財務大臣
	柳澤	伯夫	厚生労働大臣
	松岡	利勝	農林水産大臣
	冬柴	鐵三	国土交通大臣
	若林	正俊	環境大臣
	溝手	顕正	国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災）
	久間	章生	防衛庁長官
	山本	有二	内閣府特命担当大臣（金融）
	大田	弘子	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
	佐田玄一郎		内閣府特命担当大臣（規制改革）

(有識者) 阿部 博之 総合科学技術会議議員
 安西祐一郎 慶應義塾長
 岡村 正 (株) 東芝取締役会長
 角川 歴彦 (株) 角川グループホールディングス代
 表取締役会長兼 C E O
 川合 真紀 東京大学大学院新領域創成科学研究科
 教授／理化学研究所主任研究員
 久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表／大宮法
 科大学院大学教授
 下坂スミ子 下坂・松田国際特許事務所所長
 中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 野間口 有 三菱電機 (株) 取締役会長
 森下 竜一 アンジェスエムジー (株) 取締役／大阪
 大学大学院医学系研究科寄附講座教授

(五十音順、敬称略；2006年12月現在)

知的創造サイクル専門調査会 名簿

- 阿部 博之 総合科学技術会議議員／知的財産戦略本部員
板井 昭子 (株) 医薬分子設計研究所代表取締役社長
加藤郁之進 タカラバイオ (株) 代表取締役社長
久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表／大宮法科大学院大
学教授／知的財産戦略本部員
下坂スミ子 下坂・松田国際特許事務所所長／知的財産戦略本部
員
妹尾堅一郎 東京大学先端科学技術研究センター特任教授
田中 信義 キヤノン (株) 専務取締役
中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授／知的財産
戦略本部員
八田 達夫 国際基督教大学教養学部国際関係学科教授
前田 裕子 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター
長・特任助教授
吉野 浩行 本田技研工業 (株) 取締役相談役

(五十音順、敬称略；2006年12月現在)